

小牧市中小企業 EC サイト導入支援補助金

販路開拓のために EC サイトを新規作成又は改修する事業者に対し、経費の一部を補助します。

1 補助対象者

次のいずれにも該当する方

- (1) 中小企業者である方(ただし、みなし大企業は除く)
- (2) 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方
- (3) 市税の滞納のない方
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第12号)第2条に規定する他風俗営業その他の業種及びこれに相当すると市長が認めた業種又はギャンブルに係る業種を営む者に該当しない方
- (5) 国、県その他の機関から当該事業に係る他の補助金の交付を受けていない方
- (6) 前年度に補助金の交付を受けていない方

2 補助対象経費

- ・ 補助対象事業に係る委託料とする。
(自社 EC サイトの開設、改修に係る外部委託費用とする)
※ ただし、当該 EC サイトの維持管理のための費用は対象外とする)

3 補助金額

補助対象経費×1/2

- ※ 限度額は 20万円とします。
- ※ 100円未満の端数が生じた時には、その端数を切り捨てた額とします。
- ※ 自社の EC サイトとは、自社商品の販売、予約機能、契約締結(注文確定)、決済機能等を持つ自社のウェブサイトとする。また、自社商品の販売を伴わないモール型 EC サイトの構築、既存のモール型 EC サイトやオークションサイト、フリーマーケットサイトへの登録は本補助制度の対象外とする。
- ※ 事業は当該年度の3月末日までに終了するものであること。
ここでいう事業の完了とは、事業者への支払いを含めたすべてをいう。
- ※ 消費税は除く。

申請から交付の流れ

① 計画書の提出

発注前に小牧市 EC サイト導入支援補助金事業計画書(様式第1)に下記書類を添付して市役所商工振興課へ提出して下さい。

<添付書類>

- ・補助対象経費の内訳を証する書類
- ・「改修」の場合は、該当ページの一部の写し（改修前の内容がわかるページ）

② 補助金交付申請書の提出

補助対象事業の完了した日から起算して30日以内又はその年度の3月31日までのいずれか早い日までに小牧市 EC サイト導入支援補助金交付申請書(様式第2)に下記書類を添付して市役所商工振興課へ提出して下さい。

<添付書類>

- ・補助対象経費に係る請求書の写し
 - ・補助対象経費の支払いを証する書類の写し
 - ・補助対象事業に係る自社 EC サイトのページの写し
 - ・登記事項証明書又は確定申告書の写し
 - ・申請日以前 1 年間において納期の到来した小牧市市民税及び固定資産税の納税証明書又は納税状況調査承諾書
 - ・個人事業者にあつては事業者本人、法人にあつては代表者又は担当者の本人確認書類(運転免許証等顔写真付きのもの)の写し
 - ・小牧市中小企業ECサイト導入支援補助金交付請求書(様式第4)
- ※審査前のため請求日は空欄

③ 小牧市から申請者宛に小牧市 EC サイト導入支援補助金交付決定通知書の送付を送付します。

④ 補助金交付

<問い合わせ先>

小牧市役所 商工振興課 新産業創出係
〒485-8650
小牧市堀の内三丁目1番地
電話:0568(76)1112